

全員提出する書類があります

ご提出頂かないと、

令和6年度授業料の支払いや 就学支援金に影響があります

◆ 次の書類を、事務室に提出してください。

[授業料・就学支援金確認書]

令和6年7月から、令和6年7月～翌年6月分の就学支援金の審査を行います。
その際に審査で使用する項目や、申請書類（お知らせ）の郵送先の事前確認を行います。
確認書に記載誤りがあると、お知らせや就学支援金の審査が遅れる原因となります。

◇ 特に次の確認項目は、正確に記載してください。

- ・ 生徒の住所
- ・ 現在の保護者
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者の住所地
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者の生活保護受給状況^{※1}
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者のメールアドレス^{※2}

収入がなく所得税確定申告等していない方も、税法上誰かの扶養控除や配偶者控除の対象になっていない場合は住民税の申告が必要です！

※¹ 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

※² マイナポータルと連携して申請した方で、申請時に登録したメールアドレスからの変更がある場合のみ記載してください。（令和4年度以前に入学した生徒については記載不要です。）

◆ 令和5年の所得について、税申告が必要です。

◇ 税申告が必要な方は、申告期限までに必ず手続きを済ませてください。

令和6年7月～翌年6月分の就学支援金は、令和6年度の税額（令和5年1月1日～12月31日の所得）で審査します。

令和6年7月頃に審査を行いますが、その時まで税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、マイナンバーをご提出いただいても、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

◆ 次の場合は、必ず事務室にご連絡ください。

◇ 保護者（親権者）に変更がある場合

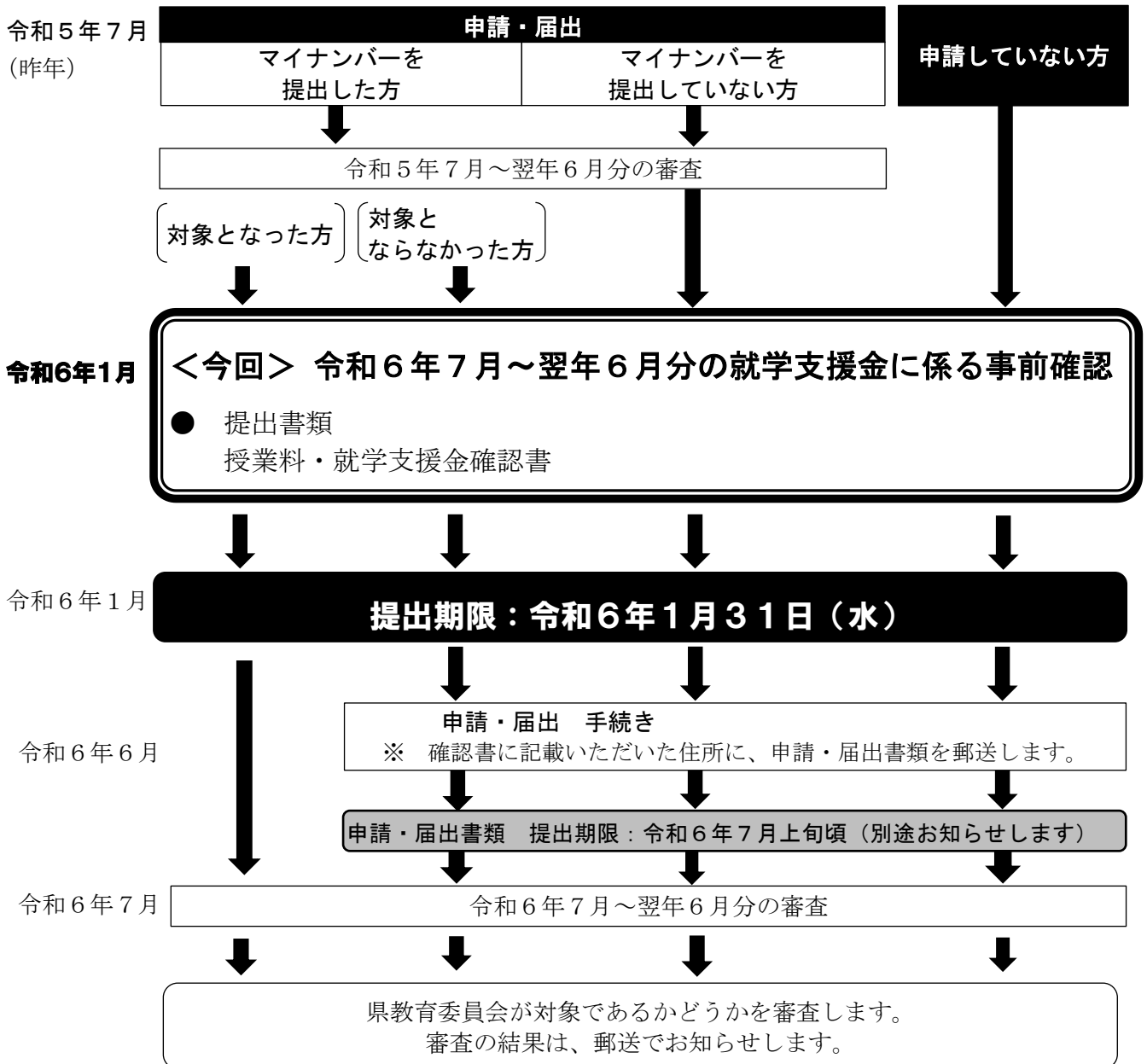
就学支援金は、毎月1日時点の保護者（親権者）等全員の税額により審査します。
保護者の離婚・養子縁組（再婚）・死別等により、保護者等に変更が生じた場合、就学支援金の支給状況によっては、変更が生じた月の末日までに手続き（書類の提出）が必要です。（年度の途中から申請することも可能です。）

提出期限までに手続きがなかった場合、就学支援金の支給決定ができない（授業料の支払いが発生する）場合があります。

◇ 住所に変更がある場合

手続き（書類の提出）が必要です。

◆ 就学支援金（令和6年7月～翌年6月分）審査に向けてのスケジュール



（参考）就学支援金制度とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、
30万4,200円未満（年収約910万円未満）の方

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 令和6年7月～翌年6月分の審査について、対象生徒の生年月日が平成20年1月2日～4月1日の場合、保護者等の課税標準額から33万円を控除した額を用いて算出する（扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなることによる調整）。